

社会福祉法人牟岐町社会福祉協議会

役員報酬及び費用弁償に関する規程

平成22年3月16日規程第1号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人牟岐町社会福祉協議会(以下「本会」という。)定款に基づき役員報酬及び費用弁償について必要な事項を定める。

(報酬)

第2条 本会の役員は、無報酬とする。

(費用弁償)

第3条 本会の役員が公務のために旅行したときは、職員の旅費に基づく規程に基づき、費用弁償として旅費を支給することができる。

2 会計監査及びその報告業務等ゆえに監事に支払われるべき費用勘定は、年間3,000円とする。

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要と認めた場合はその都度会長が定める。

2 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則この規程は、平成22年4月1日から施行する。